

木材利用推進方針の策定と森林環境譲与税活用の事業について

「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、森林環境譲与税活用の事業について定める。

1 木材利用の促進に関する方針の策定

平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、「法」という。）が制定された。

(1) 国の基本方針

国は、法第7条第1項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定

- ①公共建築物は可能な限り木造化または内装等の木質化を図る。
- ②高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場など直接、間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分の木質化を推進する。

(2) 都の方針

都は、法第8条第1項に基づき、「東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」を策定

公共建築物の多摩産材使用による木造化、木質化を図り、公共工作物、備品及び消耗品等については、積極的に多摩産材及び多摩産材を活用した木材製品を使用することとしている。多摩産材の供給量不足の際は、国産材を併用して使用することとしている。

(3) 区の方針

区においても、法第9条第1項に基づき、なかの里・まち連携自治体などから、積極的に木材を調達する考えを盛り込み、「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」（別紙）を策定した。

区が方針を定め、森林伐採や植林の促進を支援することは、持続可能な森林整備に寄与し、さらに連携自治体等の地域の活性化及び地球温暖化防止など、広く公益的な機能を期待できるものである。

また、公共の施設での木質化や木造化および木製品の活用により、木の特性である調湿性や、低い熱伝導率による冬の温かさや夏の涼しさ、フィトンチットの放出によるリラックス効果などが得られることで、施設利用者の快適性を高めるメリットがある。

(4) 地方自治体の木材利用に関する方針の策定状況

令和元年6月30日現在 全国1,741市区町村では、91%の1,590自治体で木材活用方針を策定済。都内62市区町村では、港区、江東区、品川区、豊島区、足立区、他8市町村が策定済。

2 森林環境譲与税活用及びその用途の公表

(1) 森林環境譲与税の活用

区有施設整備において、施設の木造化、木質化の経費として、森林環境譲与税の一定程度は積み立てたうえで、制度の趣旨に沿った効果的な活用を図ることとする。

また、木材利用の普及啓発に資するため、必要に応じ一部はその他の事業への活用も視野に入れて検討する。

(2) 用途の公表

森林環境税および森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定に基づき、森林環境譲与税の活用実績について、公表することが義務付けられている。

3 今後のスケジュール

2020年 3月 令和2年第1回定例会 森林環境譲与税活用案報告

中野区公共建築物等における木材利用推進方針

1 目的

この方針は、中野区内の公共建築物等の整備における積極的な国産木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源の涵養などの機能を発揮させるため、木材の有効活用など、木材の循環利用のための取組が必要である。

木材は、断熱性、調湿性に優れており、その特性を生かし、公共建築物等に国産木材利用を推進することで、地球温暖化の防止や循環型社会形成への貢献が期待できる。

3 基本的事項

区内の公共建築物等の整備にあたっては、森林環境譲与税等を有効に活用し、国産木材を積極的に利用する。木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等にあたっては、施設の特徴を踏まえて積極的に木材を使用し、建築物の木造化、内装等の木質化を図る。

ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認める場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認める場合

ウ その他、木造化及び内装等の木質化が困難と認める場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備にあたっては、木材及び木材を利用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認める場合

イ その他、木製品の使用が困難と認める場合

(3) 優先して使用する木材

上記公共建築物等の整備にあたっては、次の木材を優先的に使用する。

ア なかの里・まち連携自治体で産出された木材

イ 東京都多摩産材または特別区全国連携プロジェクトに加盟する自治体で、特に中野区と連携を図っている自治体で産出された木材

4 木材利用の啓発及び普及の推進

中野区は、公共建築物等の整備において、木材を積極的に使用することにより、区民等へ木材利用の意義を広くPRし、森林の適正な整備、環境保全意識の醸成に役立てる。